

社会福祉法人春光会 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春光会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規定は、評議員も対象とする。

(役員会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会等に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	日 当 (日額)	旅 費 (日額)
理事会出席	5,000円	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、実費弁償費は支払わないものとする。

	日 当 (日額)	旅 費 (日額)
評議員会出席	5,000円	5,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が本法人に関する職務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する額及び支給方法等については、職員旅費規程を準用する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (社会福祉法人春光会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程)

名 称	報 酬 (1日)	報 酬 (半日)	備 考
理 事 長 業 務 報 酬	20,000 円	10,000 円	
役 員 業 務 (日額)	10,000 円		
評 議 員 業 務 (日額)	10,000 円		
評議員選任・解任委員業務 (日額)	10,000 円		
監 事 監 査 指 導 等 (日額)	10,000 円		